○農林水産省告示第九百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

佐賀県神埼市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

神埼市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び神埼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

佐賀県西松浦郡有田町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び有田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第九十六号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十四の規定に基づく指定保安検査機関の業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同法第七十四条の二第一項第五号の二の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十八日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　甘利　明

名称	住所	指定の区分	指定地域	廃止年月日
ガス保安検査株式会社	大阪府大阪市中央区本町三丁目六番四号	液化石油ガス保安規則第七十八条第四項において準用する同令第七十七条第二項から第四項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定 一般高圧ガス保安規則第八十条第四項において準用する同令第七十九条第二項から第四項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定	全都道府県	平成二十七年四月一日

○経済産業省告示第九十七号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十七年四月二十八日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　甘利　明

名称	住所	保安検査を行う事業所の名称及び所在地	指定の区分	指定する地域	指定年月日
ガス保安検査株式会社	大阪府大阪市中央区本町三丁目六番四号	保安検査部（本部） 大阪府大阪市中央区本町三丁目六番四号 東部事業所 東京都立川市柴崎町六丁目十九番三十号 名古屋事業所 愛知県一宮市森本一丁目二十三番十七号 滋賀事業所 滋賀県栗東市小柿二丁目六番二十七号 西部事業所 兵庫県尼崎市大高洲町十番地 プロジェクト堺事業所 大阪府堺市区市之町東四丁一番五号 広島事業所 広島県広島市安芸区中野一丁目七番二号 九州事業所 福岡県糟屋郡志免町別府東三丁目一番七号	液化石油ガス保安規則第七十八条第四項において準用する同令第七十七条第二項から第四項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定 一般高圧ガス保安規則第八十条第四項において準用する同令第七十九条第二項から第四項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定 コンビナート等保安規則第三十五条第四項において準用する同令第二十四条第二項から第四項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定	全都道府県	平成二十七年四月一日

コンビナート等保安規則第三十五条第四項において準用する同令第二十四条第二項から第四項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定

青森県、福島県、茨城県、千葉県、神奈川県、新潟県、石川県、愛知県、三重県、大阪府、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、佐賀県、長崎県、大分県